

Title	後漢王朝の死者儀礼：『後漢書』礼儀志・下篇訳注稿(二)
Sub Title	The funeral of Hou Han (後漢) Dynasty : some notes on the third chapter of Li Yi Zhi (礼儀志) in Hou Han Shu (後漢書) (2)
Author	桐本, 東太(Kirimoto, Tota)
Publisher	三田史学会
Publication year	1988
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.58, No.1 (1988. 9) ,p.73- 90
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19880900-0073

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

後漢王朝の死者儀礼 —— 『後漢書』 礼儀志・下篇訳注稿 —— (二)

桐 本 東 太

(A) 大駕太僕御方相氏黄金四目蒙熊皮玄衣朱裳執戈揚楯立乘四馬先驅旂之制長三仞十有二旂曳地画日月升竜書旒曰天子之柩謁者二人立乘六馬為次

(B) 大駕は太僕御す。方相氏は黄金四目、熊皮を蒙り、玄衣朱裳、戈を執り楯を揚げ、立ちて四馬に乗り、先驅す。旂の制は長さ三仞、十有二旂、地を曳き、日・月・升竜を画く。旒に「天子の柩」と曰う。謁者二人、立ちて六馬に乗り、次を為す。

(C) 大駕は太僕が御者をつとめる。方相氏のいでたちは、金色をした四つの目を持つ仮面をつけ、熊の皮をかむり、その下は黒色の衣に朱色の裳、戈をにぎりしめ楯をさしかざし、四頭の馬がひっぱる馬車に立乗し、先帝のなきがらの陵墓までの先導をつとめる。車馬行列に副えられた旗は、長さ三仞（約五メートル）、はたあしは十二本、旗の先は地につき、日・月・升竜を描いたものとする。柩の先を行く旗には「天子の柩」と書く。謁者二人は六頭の馬のひっぱる馬車に立乗し、それに続く。

後漢王朝の死者儀礼

* 『周礼』に曰く、「方相氏、大喪には柩に先んじ、墓に及びて壙に入り、戈を以て四隅を撃ち、方良を殴つ」と。鄭玄曰く、「方相」は放想なり、畏怖すべきの貌。「壙」とは地中に穿つなり。「方良」は罔両なり。天子の椁は柏の黄腸を裏と為し、表は石を以てす。『国語』に曰く「木石の怪、夔・罔両」と。

〔集解〕陳景雲曰く、注の「天子」より「石焉」に至る十三字、乃ち上文の「治黄腸題湊」の注誤まりて此に入る。

** 『集解』惠棟曰く、『周礼』に「小祝は銘を置く」と。鄭衆の注に、「銘」とは死者の名を旌に書くなり。今之れを柩と謂う、と。賈公顔云う、漢の時、銘を謂いて柩と為すと。賀循の『葬礼』に曰く「杠とは今の旌なり。縗布を以て之れを為り、絳繒もて姓名を題するのみ。画飾を為さず」と。

(A) 大駕甘泉鹵簿金根容車蘭台法駕喪服大行載飾如金根車皇帝從送如礼

七三 (七三)

(B)大駕は甘泉鹵簿にして金根容車なり。蘭台は法駕して喪服す。大行は飾りを載せること金根車の如くす。皇帝送に従うこと、礼の如くす。

(C)大駕^①とは甘泉鹵簿^②のことであり、その中心には先帝の衣服を収めた金根容車が位置している。蘭台令史^③は法駕^④に参乗し、喪服を着用する。先帝の遺体を運ぶ大行載車の裝飾は、金根車(＝金根容車)と同じようにする。新たに即位した皇帝が送喪儀礼につき従うことは、礼の通りにする。

①当時車馬行列の形式にはその規模に応じて、大駕・法駕・小駕の三種の区別がなされていたが、すでに述べたように(「訳注」(一)、『史学』第五四卷四号、九五頁)後漢代において大駕とは、死去した先帝を陵墓にまで送りとどける時の鹵簿の形式であった。本文はその中心に金根容車が位置していたことを示しているのであるが、それでは、金根容車と並んで送喪のもう一つの中心を構成する大行載車はどのような形をとって陵墓に向かったのであろうか。本文に明らかでない通り、大行載車への言及は「法駕」の語に続いてなされているから、大行載車は法駕の中に組み込まれていた可能性がまず考えられる。更に後文を一瞥しても、いよいよ車馬行列が洛陽を出発する段を描いた部分に「昼漏上水、請発、司徒・河南尹先引車転」とあり、文中の「車」は後述の如く、同じく略記された「容車」に対して大行載車を指すらしいのであるが、河南尹が車のともづなを引く役割を果たすのは、輿服志・上に「乘輿法駕(中略)河南尹・執金吾・雒陽令奉引」

とあるように、法駕の場合であった。このように考えてくると「大駕——金根容車、法駕——大行載車」という図形も成立し得ないことはない。この点については窪添慶文氏もすでに注意されており、更に氏は『晋書』礼志・中の「漢魏故事、将葬、設吉凶鹵簿」という記載を勘案し、金根容車を中心とする大駕が吉駕、大行載車を中心とする法駕が凶駕という区別がなされていたと推定されている(「中国の喪葬儀礼——漢代の皇帝の儀礼を中心に——」。しかしこの本文は前後の脈落が一貫せず、文意も速通しないので、少ない根拠からこれだけの推測を導びき出すのは危険である。たとえば輿服志・上に「大駕、太僕校駕」「大行載車、太僕御」とあり、この二条の記載は大行載車が法駕の中に組み込まれていたと考えることによってのみ矛盾なく連絡するが、大行載車を大駕から切り離して法駕の中心にすえようとする推定に対しては致命傷である。従って今はただ、「大駕——金根容車・大行載車」というもう一つの可能性も併せて提示するにとどめたい。なお後者の場合「法駕」の一語が中に浮くが、本文に示された通り新皇帝も送喪に従って陵墓までおもむくのであるから、法駕は彼のために準備された車馬行列であると考ればつじつまは合う。最後に大駕と法駕の規模の相違であるが、輿服志・上に「故大駕属車八十一乘、法駕半之」とあるが如くである。

②輿服志・上に「乘輿大駕(中略)西都行祠天郊、甘泉備之。官有其注、名曰甘泉鹵簿。」とあり、前漢代に皇帝が天を祭る

ために甘泉の地におもむく時にとつた大駕の車馬行列を特に甘泉鹵簿と称したことが知られる。またその具体的な構成については、『太平御覽』車部引『漢官儀』に「甘泉鹵簿有道車五乘遊車九乘在輿前」とある如くである。ただ甘泉での天の祭祀は王莽によって最終的に廃止されて久しく、ここで何故「甘泉鹵簿」という名称が再び登場しているのかよく判らない。あるいは甘泉における祭天儀礼の廃絶後も甘泉鹵簿という往時の車馬行列の名称はそのまま記憶され、後漢代に至るもなお、送喪の行列の一翼を構成する大駕のことをこの名によって呼んだのかもしれない。

③輿服志・上に小駕を説明して「每出、太僕奉駕上鹵簿、中常侍・小黄門副、尚書主者、郎令史副、侍御史・蘭台令史副。」とあり、蘭台令史が小駕に参乗したことは確認できるが、車馬行列が法駕の体裁をとつた時、その中で蘭台令史がいかなる位置を占めていたのかはよく判らない。そもそもこの部分で何故唐突に「蘭台」が登場するのも不明であり、すでに指摘したように（「訳注」(一)、九五頁)この前後には錯簡、脱文があるようである。ただ後漢代に蘭台令史が送喪儀礼に関与することはあつたらしく、『後漢書』楊震列伝には司空の張温が死去した時のこととして、左のような記載が残されている。「及葬、又使侍御史持節送喪、蘭台令史十人發羽林騎輕車介士、前後部鼓吹、又勅驃騎將軍官屬司空法駕、送至旧塋。」

④「大行」には「崩じて諡を奉らない間の天子の称」という意

後漢王朝の死者儀礼

味があるが（『大漢和辞典』の「大行」の項）、ここは輿服志・上の「大行載車、其飾如金根車」と同内容の文章を写したものであり、「大行」は「大行載車」の略記と見るべきである。なお後文に出る「東園武士載大行」も汲古書院復印の『和刻本後漢書』は「東園の武士は大行を載す」と訓じ、「大行」を先帝のなきがらと解釈している如くであるが、このことと比較対照に拠るならば、「大行に載る」と訓じ、「東園の武士は大行載車に乗る」と解するのがより適切であろう。

(A)太常上啓奠夜漏二十刻太尉冠長冠衣齋衣乘高車詣殿止車門外使者到南向立太尉進伏拝受詔太尉詣南郊未盡九刻大鴻臚設九賓隨立群臣入位太尉行礼執事皆冠長冠衣齋衣太祝令跪誦諡策太尉再拝稽首治礼告事畢。

(B)太常、啓奠を上む。夜漏二十刻、太尉は長冠を冠し、齋衣を衣、高車に乗りて殿に詣り、車を門外に止む。使者到りて、南向して立つ。太尉は進伏し、詔を拝受す。太尉は南郊に詣る。未盡九刻、大鴻臚は九賓の隨立を設け、群臣、位に入り、太尉、礼を行なう。執事は皆長冠を冠し、齋衣を衣る。太祝令、跪きて諡策を読み、太尉は再拝稽首す。治礼、事の畢われるを告ぐ。

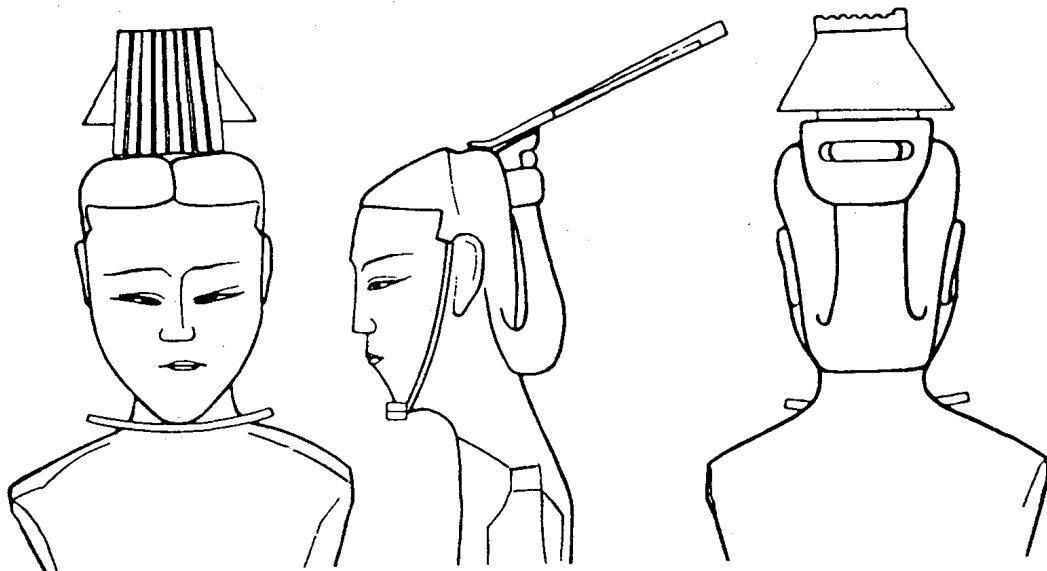
(C)太常が、出棺に先だつ奠礼を行なうべきことを申しあげる。夜漏二十刻、太尉は長冠をかむり、喪服を着用し、高車に乗って正殿にいたり、車を正殿の門の外に停車させる。皇帝がつかわした使者が現われ、太尉に対して南向きに立つ。太尉

は歩を進めて使者に近づき、体を伏せ、つつしんで使者のさし出す詔を拝受する。それから太尉は南郊の祭天の場所にいたる。未刻九刻、大鴻臚は南郊に、王・侯・公・卿・二千石・六百石・郎・吏・匈奴侍子よりなる九賓の席次を設け、群臣は定められた位置につく。太尉は礼に定めるところの儀礼を行なう。執事は全員長冠をかむり、喪服を着用する。太祝令はひざまずいて諡策（先帝の諡とそれを定めるにいたったいきさつを記した木のふだ）を読みあげ、太尉は再拝稽首（おじぎを二度してから、坐して頭を地につける礼を一度行なうこと。極めて厚い敬意の表し方である。）して（諡策を受け取る）。治礼は、儀礼がつつがなく終了したことを皆に告げしらせる。

*〔集解〕黄山曰く、古の諡有るは、本天子より始まる。『周書』諡法解に「周公肇めて文王の諡義を制し、以て後に垂れ、諡法を作る」と。『白虎通』に「天子崩ずれば、臣下南郊に至り、之れに諡するは何ぞや。以為、人臣の義、其の君を褒大し、悪を掩い善を揚げるを欲せざる者莫きなり。故に南郊に之き、天を欺くを得ざるを明らむるなり。曾子、孔子に問いて曰く、天子崩ずれば、臣下は南郊に至り、之れに告諡す」と（なお引用の文章の最後が曾子の孔子に対する発問の辞であるにもかかわらず疑問文の体裁をなしていないのは、集解が『白虎通』を引きながら途中でその文章を切ったからである）。『風俗通義』に「礼に、臣子、君父に爵諡するの義無きなり。故に群臣は其の功美を累ね、葬日に太尉を南

郊に遣り、天に告げて之れに諡す」と。
①輿服志・下によると、長冠は宗廟の祭祀を行なう時に着用す

図1



るものであり、更に民はこれを鵠尾冠と呼ぶ、とあるから、かささぎの尾に類似した外形を呈する冠である。林巳奈夫氏編『漢代の文物』は、長沙馬王堆一号墓から出土した男俑のかぶっている冠を長冠に比定している(図一参照)。

②『晋書』輿服志に「車、坐乗者謂之安車、倚乗者謂之立車、亦謂之高車。」とある。要するに立って乗る車である。それを高車と名づけたのは、『釈名』釈車に「高車、其蓋高、立乗載之車也。」とあるように、車上に備えつけられた蓋が高いからであろうか。

(A) 太尉奉諡策還詣殿端門太常上祖奠中黃門尚衣奉衣登容根車東園武士載大行司徒却行道立車前治礼引太尉入就位大行車西少南東面奉策太史令奉哀策立後太常跪曰進皇帝進太尉誦諡策藏金匱皇帝次科藏于廟太史奉哀策韋篋詣陵太尉旋復公位再拜立哭太常跪曰哭大鴻臚伝哭十五挙音止哭太常行遣奠皆如礼請哭止哭如儀

(B) 太尉は諡策を奉じ、還りて殿の端門に詣る。太常は祖奠を上げ、中黄門・尚衣は衣を奉じて容根車に登る。東園の武士は大行に載り、司徒は却行して道びき、車前に立たしむ。治礼は太尉を引きて入りて位に就かしむるに、大行車の西にして少しく南たり。東面して策を奉じ、太史令は哀策を奉じて後ろに立つ。太常、跪きて進めと曰い、皇帝は進む。太尉は諡策を読み、金匱に藏む。皇帝次科は廟に藏む。太史、哀策・韋篋を奉じ、陵に詣る。太尉は旋りて公位に復り、再拜して立

哭す。太常、跪きて哭せよと曰い、大鴻臚は哭を伝え、十五たび音を挙げ、哭を止む。太常、遣奠を行なうこと、皆礼の如くす。哭を請い、哭を止むこと、儀の如くす。

(C) 太尉は諡策を持って南郊から帰り、宮殿の正門にいたる。太常は祖奠を行なうべきことを申しあげ、中黄門・尚衣は先帝の衣服を携えて金根容車に乗る。東園の武士は(棺をかついで)大行載車に乗り、司徒は後ずさりしながら皇帝をみちびき、皇帝を大行載車の前に立たせる。治礼は太尉の手を引いて儀礼の場に入場し、太尉を定められた位置につかせるが、それは大行載車の西側で車からやや南に離れたところである。太尉は東側を向いて諡策を持ち、太史令は哀策(先帝の生前における治績を賞揚する文言を書きつらねた木のふだ)を持って太尉の後方に立つ。太常はひざまずいて「前進せよ」と言い、これを聞いた皇帝は前進する。太尉は諡策を読み、これを金匱(金属製の箱)に収める。皇帝次科(諡策・哀策の副本)は廟に収める。太史は哀策とそれを入れる韋篋(アシを編んでつくった箱)を持って陵墓におもむく。太尉はまわれ右をして三公のつくべき位置(太尉は三公の一人であるから、要は自分のつくべき位置)にもどり、二度おじぎをしてから立ったまま泣き声をあげる。太常はひざまずいて「泣くように」と言い(先に太常がくだした「前進せよ」という指示が皇帝に対してなされていること、今回もわざわざひざまずいて謙讓の意を示していることから、ここで「泣くように」と指示された人物も同じく皇帝であろう)、続いて

大鴻臚は参列者に同じ命令を繰り返し、参列者は十五たび泣き声をあげた後、泣き声をあげるのをやめる。太常が遺奠^②を行なうことは、すべて礼のとおりにする。「泣くように」と命じ、また「泣くことをやめるように」と命じることは、儀のとおりにする。

*「集解」黄山曰く、『説文』に「次とは不前不精なり」と。

『穆天子伝』四に「次車の乗」と。郭注に「次車」とは副車なり、と。『広雅』釈詁・三に「科とは本なり」と。「次科」は即ち諡策・哀策の副本なり。推詳するに、漢世、南郊に策を奉ずるに、諡策有り、哀策有り。諡策は徳美を称述し、以て諡を定めるの義・之れを褒める所以^{ゆゑん}を著^あわす。哀策は又、其の功行を累^{かさ}ね、諡を称して以て之れを誅^とす。即ち曾子問に謂う所の「惟天子のみ天を称して以て之れを誅するなり。」諡策は大行皇帝を称し、哀策は改めて某諡皇帝を称す。故に亦（哀策を）諡哀策と曰う。二者は皆篆文を以てす。故に真書の副本を別録し、以て皇帝に進め、皇帝次科と名づけるのみ。

①『倭刻本後漢書』は「却行道」と訓じているが、これでは意味が不明瞭である。「却行して道びく」と読むべきである。それでは「却行」つまり後ずさりするとは、いかなる状況下でとられた歩行法であろうか。『史記』高祖本紀によると、父なりといえども高祖に対して臣下の礼をとるべきであるという家令の言を聞き入れた高祖の父、太公は「後高祖朝、太公擁篲、迎門却行」という行動をとったと伝えられ、更に刺

客列伝には、燕の太子丹が秦への対応策について田光にうかがいをたて、彼を慎んで招き入れる場面を描いて「太子逢迎、却行爲導、跪而蔽席」とある。つまり「却行」とは目上の者を嚮導する時の歩行法であり、この場合、三公の一人である司徒にみちびかれるべき至尊の人物とは、皇帝において他にない。

②『儀礼』を主要な拠り所としながら中国古代における死者儀礼の詳細な解説を試みられた西岡弘氏は、「祖奠」「大遺奠」（礼儀志の「遺奠」もこれに同意であろう）をともに死者におくりものをたむける祭りとし、前者が出棺前日、後者が出棺当日に行なわれたものとされている（『中国古代の葬礼と文学』の第六章第三節）。他方礼儀志によると、「未^レ尽九刻」に南郊で諡策が太尉に渡されてから、祖奠・遺奠を経て「昼漏上水」にいたって送喪の車馬行列が進発するまで、一続きに行事が進行しており、両奠祭はともに夜漏、つまり夜の水時計の管轄内に消化されたことは明らかであるから、祖奠を先に、遺奠を後に配置するという前後関係の序列はつけられるにせよ、祖奠——出棺前日、遺奠——出棺当日という厳密な時間的区別は、少なくとも後漢王朝の死者儀礼においてはなされていなかったようである。

③原文はただ「策」とのみ表記し、中華書局版評点本は「諡」の一字を補って「諡策」に改めている。文意がより速やかに理解しうるといふ点において、この改正は全く問題がない。ただ礼儀志では、前後の文脈から特定の語彙の指し示す内容

が自明である時、頻繁に省略形を用いており、この場合も太尉の手中にある「策」が「諡策」を意味することは「自明である」ので、「諡」の一字は略記されたものと考え、原文を尊重してあえて字を増さなかった。ただし日本語に写すに際しては、意をくんで「諡策」と訳した。

④原文には「立哭」とあるが、中華書局版評点本は「哭」を衍字と見て刪去している。しかし前文に「皇后東向、貴人・公主・宗室婦女以次立後。皇太子・皇子在東、西向。皇子少退在南、北面、皆伏哭。大鴻臚伝哭、群臣皆哭。」後文に「太史令自車南、北面読哀策、掌故在後、已哀哭。太常跪曰、哭。大鴻臚伝哭如儀。」とあるように、儀礼の各段階において中心の役割を演じる人物が、大鴻臚の指示に先んじて「哭」することは例のないことではない。従って、この所も原文をできる限り尊重する立場から、改正を施さなかった。

(A)昼漏上水請発司徒河南尹先引車転太常跪曰請拝送載車著白系参繆紉長三十丈大七寸為輓六行行五十人公卿以下子弟凡三百人皆素幘委貌冠衣素裳校尉三人皆赤幘不冠絳科单衣持幘幡候司馬丞為行首皆銜枚羽林孤兒巴俞擢歌者六十人為六列鐸司馬八人執鐸先

(B)昼漏上水、発を請う。司徒・河南尹は先ず車を引きて転じ、太常は跪きて、拝送せんことを請う、と曰う。載車は白系参繆の紉を著け、長さ三十丈、大きき七寸。輓を為すこと六行、行ごとに五十人。公卿以下の子弟凡そ三百人、皆素幘・

委貌冠にして、素裳を衣る。校尉三人、皆赤幘して冠せず、絳科の单衣にして、幘幡を持つ。候司馬の丞、行首と為り、皆枚を銜む。羽林孤兒と巴・俞の擢かれて歌う者六十人、六列を為す。鐸司馬八人、鐸を執りて先んず。

(C)昼漏上水(昼の時間の始まり。つまり朝一番)に、送喪の車馬行列を発進させることをお願いする。司徒と河南尹は先ず大行載車を引いて車の方向を転じ、太常はひざまずいて「願わくは、ここに先帝を見送られんことを」と言う。大行載車は白系参繆の紉(「白系参繆」はつなの素材・色・ない方を表現しているようであるが、委細は未詳)をつけており、その長さは三十丈(約七十メートル)におよび、直径は七寸(約十六センチ)である。ひきづなは全部で六本あり、一本ごとに五十人の人間がとりつく。高官以下の子供達約三百人が全員白い幘に委貌冠をかぶり、白色の裳を着用して(ひきづなを引く)。校尉三人は皆赤い幘をかぶるが冠は着用せず、赤いふちどりのひとえを着て幘幡(旗の一種)を持つ。候司馬の丞は先頭に立ってひきづなを引くが、全員が口に枚(一種の木片で、行進中の談話を禁ずるためのものという)をふくむ。羽林軍に入れられた戦没者の孤兒と、巴・俞の両地方から抜擢されてきた歌手六十人が六列となる。鐸司馬八人は鐸を持って先頭を行く。

* 「集解」錢大昕曰く、「三」の下に「百」字を脱す。当に獻帝紀の注に依りて増すべし。

** 「集解」錢大昕曰く、獻帝紀の注、此の文を引きて「擢

歌」に作る。音は徒了の反。

***「集解」惠棟曰く、『司馬法』云う「百人の帥、鐸を執る」と。

①原文には「車」とあるのみであるが、これは「大行載車」の略記されたものであると思われる。言うまでもなく送喪の行列にはおびただしい数の馬車が随伴していたことが想像されるが、その中心に位置していたのは、何度も繰り返すように金根容車と大行載車であった。それではここに見える「車」を金根容車ではなく、何故大行載車の略記されたものと考えてのか。まず第一にすでに指摘したことであるが（「訳注」(一)、九五頁）、金根容車に関する具体的な説明は前段ですでになされておき、ここに登場する「車」を大行載車と理解するのがより自然であること。第二にこの前後の文章を一瞥すると、城内で「大行車」の南側において諡策を、陵墓で「車」の南側において哀策を、それぞれ読みあげる場面が描かれている。一見して明らかのようにこの二つの儀礼は対をなしており、そうすると「車」は必然的に「大行車」、つまり「大行載車」を意味することになる。なお「車」を「大行載車」と理解することにより、この段落に続いて展開する陵墓における儀式次第も矛盾なく読みとくことができることを、付記しておきたい。

②輿服志・下に「行大射礼於辟雍、公卿・諸侯・大夫行礼者、冠委貌、衣玄端素裳。」とあるから、やはり宗教儀礼と関わりのある冠である。林已奈夫氏は、図二に見えるような、画像石

上の男子のかぶっている冠を委貌冠に比定されている（『前掲書』）。



図 2

③『後漢書』献帝紀の李賢注にこの前後の文章がひとまとまりに引用されているが、そこには「校尉三百人」とある。集解は「三百人」を是とし、中華書局版評点本もこれに従っているが、献帝紀の注所引の礼儀志はかなり簡略であって、また明らかな脱誤も存在する。献帝紀に引く所がより正確であるという根拠が見出しがたいので、今はとりあえず、原文のままに読んでおきたい。

④献帝紀の注所引の礼儀志は「巴俞擢歌者」に作る。「擢歌」とは男女が手を取りあって跳りながらうたう歌のことであり、これでも意味は勿論通じる。ただ今は、原典に手を入れずに「巴俞擢歌者」を巴俞の地方から選ばれて歌う者とする、西岡弘氏の解釈に従っておきたい。なお同氏は巴俞について、以下のような説明を付されている。「巴俞は蜀と湖北の渝水地方をいい、この地方に巴渝歌があつて、『漢書』礼楽志によれば各地の土楽を専奏するものの中に、巴俞鼓員三十六人とある。」（『前掲書』第三章第一節）ちなみに『晋書』

礼志・中には「漢魏故事、大喪及大臣之喪、執紼者輓歌。」という記載が残されており、「巴俞擢歌者」のつむぎ出すメロディにあわせて、大行載車のひきづなに取りつく子供達が挽歌を歌ったものと想像される。

(A)大鴻臚設九賓隨立陵南羨門道東北面諸侯王公特進道西北面東上中二千石二千石列侯宜九賓東北面西上皇帝白布幕素裏夾羨道東西向如礼容車幄坐羨道西南向車当坐南向中黄門尚衣奉衣就幄坐車少前太祝進醴獻如礼司徒跪曰大駕請舍太史令自車南北面誦哀策掌故在後已哀哭太常跪曰哭大鴻臚伝哭如儀司徒跪曰請就下位東園武士奉下車司徒跪曰請就下房都導東園武士奉車入房司徒太史令奉諡哀策。

(B)大鴻臚は九賓の隨立を陵の南の羨門の道の東に設けるに、北面たり。諸侯王・公・特進は道の西にありて北面し、東を上とす。中二千石・二千石・列侯は宜しく九賓の東にありて北面し、西を上とすべし。皇帝は白布の幕の素裏なるにありて、羨道を夾みて東にあり。西向すること礼の如くす。容車・幄坐は羨道の西にありて、南向す。車は坐に当たりて、南向す。中黄門・尚衣は衣を奉じ、幄坐に就く。車、少しく前む。太祝は醴獻を進むること、礼の如くす。司徒、跪きて、大駕は舍かんことを請う、と曰う。太史令は車の南より北面し、哀策を読む。掌故、後ろに在りて、已に哀哭す。太常、跪きて、哭せよ、と曰う。大鴻臚、哭を伝えること、儀の如くす。司徒、跪きて、下位に就かんことを請う、と曰う。東

園の武士は奉じて車より下る。司徒、跪きて、下房に就かんことを請う、と曰う。都導。東園の武士、車を奉じて房に入る。司徒・太史令は、諡哀策を奉ず。

(C)大鴻臚は九賓の席次を、陵墓の南側にある墓門にいたる道の東側に設けるが、その席次は北を向いている。諸侯王・公・特進は道の西側に位置して北を向くが、その席次は東が上座である。中二千石・二千石・列侯は九賓の東側に位置して北を向くが、その席次は西が上座である。皇帝は表裏ともに白色の布でしつらえた幕をめぐらせ、墓門にいたる道の東側に位置する。そして西を向くことは礼のとおりにする。金根容車と幄坐(たれぎぬで囲んだ坐席)は墓門にいたる道の西側に位置して南を向く。墓門にいたる道を進んできた大行載車は、幄坐の設置された所まで来ると方向を変え、南を向いて(停車する)。中黄門と尚衣は先帝の衣服をたずさえ、それを幄坐の上に安置する。すると大行載車は若干前進する。太祝がそなえものの酒を進めることは、礼のとおりにする。司徒がひざまずいて「今、先帝の御遺体は無事陵墓に到着されました。大駕の車馬行列をときはなたれんことを。」とお願いする。太史令は大行載車の南側において北を向き(つまり先帝の柩に向かつて)哀策を読む。掌故はその後ろで悲しみの泣き声をあげる。太常はそれを受け、ひざまずいて皇帝に「泣くように」と言う。大鴻臚が参列者全員に泣くように指示することは、儀のとおりにする。司徒はひざまずき、先皇帝に「請い願わくは、大行載車の下に設けました定

位につかれますことを」と言う。それに応じて東園の武士は、先帝の柩をかついで大行載車からおりる。司徒は再びひざまずき、「請い願わくは、陵墓の下に設けました玄室につかれますことを」と言う。都導（この二字不明）。東園の武士は大行載車の先導役をつとめ、ともに陵墓内の玄室へと下ってゆく^②。司徒と太史令は諡哀策をたずさえて、これに同行する。

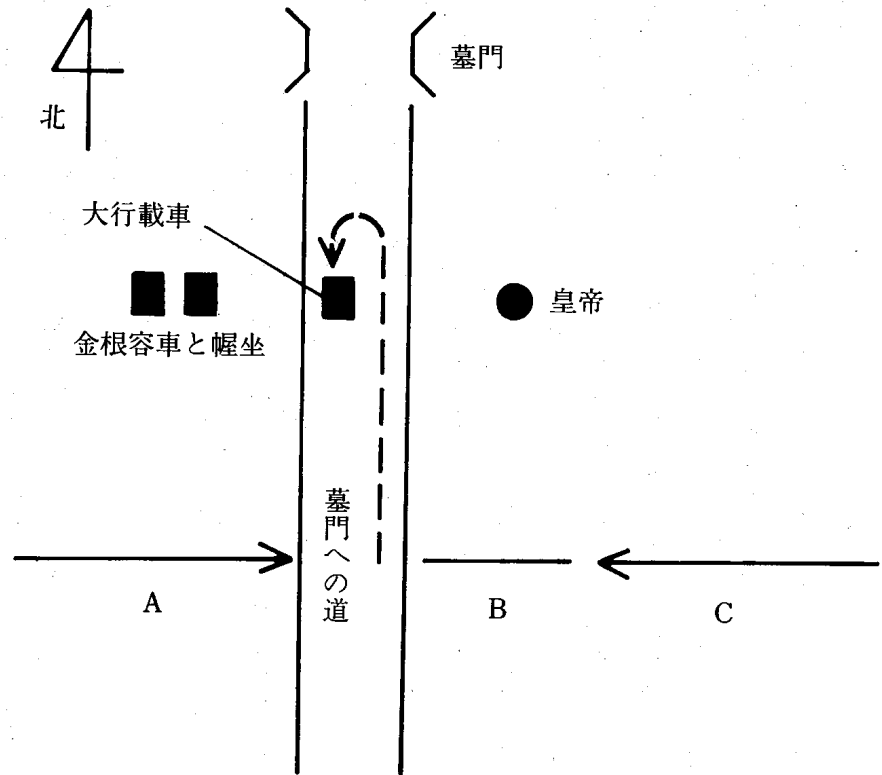
* 晋の時、人有り、嵩高山の下に竹簡一枚を得る。上に兩行有りて、科斗もて之れを書く。台の中外に伝えて以て相示せども、知る者有る莫し。司空張華、以て博士束皙に問う。皙曰く、此れ、明帝の顛節陵中の策なり、と。檢校するに果たして然り。是れ策に此の書を用うるを知るなり。

〔集解〕 黄山曰く、志、前に「大尉は諡策を読み、金匱に蔵む」「太史は哀策・輦篋を奉じて陵に詣る」と言い、次に「太史令は車の南自り北面し、哀策を読む」と言えば、則ち「司徒・太史令は、諡哀策を奉ず」とは即ち哀策にして、二有るに非ざるなり。陵事は司徒に掌らる。故に哀策・明器の属を蔵むるは皆、司徒を以て之れを督す。上文に「司徒、跪きて請う」を兩言すれば、則ち司徒、別に奉じて諡策有るに非ること、知る可し。且つ諡策は太尉之れを掌り、司徒に属さず。既に金匱に蔵むれば、亦縁りて奉ずるを得る無し。而るに唐の大喪の儀、陵次に乃ち諡策案・哀策案有り。秘書監を引きて諡策・哀策を取れば、則ち諡策と哀策と並びに玄宮の神座に列ねて金匱に蔵めず。乃ち礼の変なり。『通典』に陳

の武帝の崩を載す。沈文阿等謂う、応劭の『風俗通』に「前帝の諡、未だ定まらず。臣子、大行と称し、以て嗣王より別つ」と。近く梁の儀を檢べるに、梓宮より將に輜輶に登らんとし、版奏して皆某諡皇帝と称す。今、祖祭して已に哀諡を奉じ、哀策は既に庭に在り。遣祭して已に猶大行と称すべからず。且つ哀策は篆書にして玄宮に蔵む、と。謂う、梁の儀に依れば、諡を称し、以て無窮を伝えん、と。詔して可なり、と。已に哀諡を奉ずるを言い、又哀策庭に在るを言え、諡哀策の即ち哀策為るを証するに足る。六朝の時、猶哀策を止めて陵内に蔵むるごとし。哀策は篆書と言ふも、並びに証とすべし。注に云う所の明帝の顛節陵中の策も亦、即ち哀策なり。

① 以上の記載を図式化してみると、図三のような場面が想定される。まず点線で示された矢印であるが、これは大行載車が南側から墓門へ続く道を北上し、幄坐の位置する場所にいたると南向きに方向転換したことを示す（「車当坐、南向」）。すると金根容車、幄坐、大行載車、皇帝の四者は東西をつらぬく軸上に一直線に並ぶことになるから、皇帝の側からすると、大行載車にさえぎられて金根容車と幄坐の姿がかくされてしまふことになる。そこで中黄門と尚衣によって、先帝の生前着用していた衣服が幄坐にうつされると、先帝の象徴としての衣服に新皇帝が直接対面できるよう、大行載車は少し前進するのである（「車少前」）。さて次に参列者の位置に目を転じると、Aが「諸侯王・公・特進」、Bが「九賓」、C

図3



が「中二千石・二千石・列侯」のそれぞれが占めるべき席次である。矢印の方向に、上位の席次が設定されている。B、つまり九賓の席次が東西いずれを上座としていたかの記載が残されていないので、なお確言はできないが、AとCの矢印はいずれも図の中央に向かっており、葬儀の主人公である先帝の柩により近い方が上座に設定されたものと思われる。

後漢王朝の死者儀礼

②先帝の柩はすでに大行載車からおろされているのであるから、ここでことあらためて東園の武士が大行載車を先導して墓室へ下ってゆくというのは、やや不自然な印象がぬぐえない。ひるがえって考えてみると、本文の「東園武士奉車入房」はそのすぐ前に位置する「東園武士奉下車」と対をなし、かつ前文を引きうけてなされた記述であることは明らかであるから、「車」の一字を衍字とみなし、「東園武士奉入房」をもとの形と考えて、「東園の武士は（先帝の柩を）かついで玄室へ下る」と解釈するのが、内容が首尾一貫するという点では最も長じている。ただ「車」の一字を衍字と見るべきそれ以上に積極的な論拠が存在しないので、今はとりあえず原文のままに理解しておくことにする。

③「諡哀策」を「諡策」および「哀策」と解釈し、この両者とともに墓室内に蔵められたと考えることも、語法上それほど逸脱した理解とは思われない。しかし集解は「諡哀策」を「哀策」の異称であると解釈しており、黄山が考証の結果到達したその見解は、それなりに尊重されるべきである。なぜなら前文に「太史奉哀策葦篋詣陵」とあるように、陵墓まで運ばれたことがはっきりと確認できるのは哀策のみだからである。それならば大行載車の前で読みあげられた後、諡策はどのように処理されたのであろうか。この事を考える上で一つの手がかりを提供しているのは、諡策と哀策の入れ物の相違である。墓室内へ収納されたことがほぼ確実と見られる哀策の入れ物が「葦篋」という比較的質素な容器であったのに

対し、諡策のために準備されていたのは「金匱」という金属製の容器であった。そして「(高祖は)又与功臣剖符作誓、丹書鉄契、金匱石室、藏之宗廟」(『漢書』高帝紀・下)あるいは「為策書金匱、藏于世祖廟」(『後漢書』皇后紀・下)といった史料が示すように、漢代には特定の物品を金匱に収めた後、宗廟に安置する習慣が存在したらしい。こうした習慣を背景において考えると、「諡策——宗廟へ收納」「諡哀策——哀策——墓室へ收納」という図式を描いてみることも十分に可能かと思われる。

(A)東園武士執事下明器^{*} 笏八盛容三升^{*} 黍一^{*} 麥一^{*} 梁一^{*} 稻一^{*} 麻一^{*} 菽一^{*} 小豆一^{*} 甕三^{*} 升三^{*} 醴一^{*} 屑一^{*} 黍飴載以木桁^{*} 覆以疏布^{*} 甌二^{*} 容三^{*} 升醴一^{*} 酒一^{*} 載以木桁^{*} 覆以功布^{*} 瓦鐙一^{*} 彤矢四^{*} 軒輜中亦短衛彤矢四^{*} 骨短衛彤弓一^{*}

(B)東園の武士と執事は明器を下す。笏八、盛りて三升を容る。

黍一、麥一、梁一、稻一、麻一、菽一、小豆一。甕三、三升を容る。醴一、醴一、屑一、黍飴。載せるに木桁を以てし、覆うに疏布を以てす。甌二、三升を容る。醴一、酒一。載せるに木桁を以てし、覆うに功布を以てす。瓦鐙一、彤矢四、軒輜中たり、亦衛を短くす。彤矢四、骨にて衛を短くす。彤弓一。

(C)東園の武士と執事は、陵墓内に明器を運びこむ。そのうちわけを列挙すると、まず笏(めしびつ)が八、容量は三升。中には黍(キビ)・稷(アワ)・麥(ムギ)・梁(上等なアワ)・

稻(イネ)・麻(アサ)・菽(ダイズ)・小豆(アズキ)を入れる。甕(かめ)が三、容量は三升。中には醴(かゆに酒をませて発酵させたもの)・醴(しおから)・屑(しょうがと肉桂のこな)を入れる。黍飴(キビで作ったアメ。ただし醴・醴・屑は三つの甕に入れるとして黍飴だけ落ちつかないから、この前後に脱文が有るかもしれない)。これらは木桁の上にのせ、疏布をかぶせる。甌(酒を入れる小さいかめ)が二、容量は三升。醴(あまざけ)と酒を入れる。これは木桁の上へのせ、功布(送喪の時に先頭にたてる布)をかぶせる。素焼きの鐙が一。彤矢(あかぬりの矢)が四本、これは前後の軽重が同じであり(やじりがついていなければ前の方が重くなるから、これはやじりがついていないことを意味するかもしれない)、かつ矢がらを通常より短くする。更に彤矢が四本、こちらは骨鏃をつけ、矢がらを通常より短くする。彤弓が一。

* 『礼記』に曰く「明器とは之れを神明にするなり。孔子謂う、明器を為るは喪の道を知れり。物を備うれども用う可からざるなり」と。鄭玄、既夕に注して曰く、明器を陳ぬるに、西行の南端を以て上と為す、と。

* 鄭玄、既夕に注して曰く、「笏」とは舂種の類なり。其の容は蓋し簋と同じ、と。

* 鄭玄注に(官本は「注」の下に「既夕曰」の三字有り)、「屑」とは薑桂の屑、と。

*** 『集解』惠棟曰く、阮氏、梁正等の図に云う、桁の制

は今の几の若し。狭くして長く、以て蔵具を承く、と。

***「集解」惠棟曰く、『三礼図』に云う「醴甗は瓦を以て之れを為り、五斗を受く。口径一尺、脰高二寸。大にして中身兌下し、平底」と。

***「集解」惠棟曰く、『三礼旧図』に云う「功布とは、大功の布を以てし、長さ三尺にして以て柩を御し、前に居りて行者の節度を為すを謂う」と。

***既夕に曰く「猴矢一乘は、骨の鏃にして衛を短くす」と。鄭玄注して曰く、「猴」とは猶「候」のごときなり。物を候いて射るの矢なり。四矢を乗と曰う。骨の鏃にして衛を短くす、とは用いざるを示すなり。生時の猴矢は金の鏃にして、凡そ矢を為るに、筈の長さを五分して其の一を羽とす、と。『通俗文』に曰く「細毛は猴なり」と。

(A) 卮八 牟八 豆八 籩八 形方酒壺八 槃匱一 杖几各一 蓋一 鍾十六 無虞 罍四 無虞 罍十六 無虞 罍一 簠四 筥一 祝一 敌一 瑟六 琴一 竽一 筑一 坎侯一 干 戈各一 箠一 甲一 胃一 輓車九 乘 芻靈三十六 匹 瓦竈二 瓦釜二 瓦甗一 瓦甗一 瓦鼎十二 容一升 瓦案九 瓦大杯十六 容三升 瓦小杯二十 容二升 瓦飯槃十 瓦酒樽二 容五斗 匏勺二 容一升

(B) 卮八。牟八。豆八。籩八。形方の酒壺八。槃・匱一具。杖・几各一。蓋一。鍾十六、虞無し。罍四、虞無し。罍十六、虞無し。簠一。簠四。筥一。筥一。祝一。敌一。瑟六。琴一。竽一。筑一。坎侯一。干・戈各一。箠一。甲一。胃一。輓車

後漢王朝の死者儀礼

九乘。芻靈三十六匹。瓦竈二。瓦釜二。瓦甗一。瓦甗一。瓦鼎十二、五升を容る。匏勺一、一升を容る。瓦案九。瓦大杯十六、三升を容る。瓦小杯二十、二升を容る。瓦飯槃十。瓦酒樽二、五斗を容る。匏勺二、一升を容る。

(C) 卮(大きなさかずき)が八。牟(キビ・アワなどを盛る器)が八。豆(木でつくったたかつき)が八。籩(竹を編んでつくったたかつき)が八。側視形が方形を呈する酒壺が八。槃と匱(手を洗う時に匱に水をそそぎ、その後、いらなくなった水を槃に捨てる)ひとそろい。杖と几を一つずつ。蓋が一。鐘が十六、ただし鐘をかけるものは無い。罍(鐘の一種で平底のもの)が四、ただし罍をかけるものは無い。罍が十六、ただし罍をかけるものは無い。罍(つちぶえ)が一。簠(長短の竹管を横にならべた楽器)が四。筥(後出の竽とともに、長短の竹管をひょうたんにはめた楽器)が一。簠(よこぶえ)が一。祝(木箱に木の棒がはめ込んであり、この棒を動かすことによって音を出す楽器)が一。敌(本体は木製の虎で、背なのギザギザをこすって音を出す楽器)が一。瑟(おおごと)が一。琴(小型のこと)が一。竽(竽)が一。筑(こ)と似た小型の弦楽器)が一。坎侯(ことの一。漢の武帝の時につくったという)が一。干と戈(干と戈)一つずつ。箠(えびら)が一。甲(よろい)が一。胃(かぶと)が一。輓車(礼記)檀弓・下に「塗車芻靈」とあるように、下に見える芻靈と一組になった明器の属。ここでは芻靈が「三十六匹」であるから、これがもし草を馬形に編んだ人形であったとしたな

八五 (八五)

らば、馬四匹が「輓車」一台を「輓」く勘定になる）が九台。芻靈が三六匹。素焼きの竈が二。素焼きの釜が二。素焼きの甑（こしき）が一。素焼きの鼎が十二、容量は五升。匏勺が一、容量は一升。素焼きの案（ぜん）が九。素焼きの大杯が十六、容量は三升。素焼きの小杯が二十、容量は二升。素焼きの飯槃（めしを盛る器）が十。素焼きの酒樽が二、容量は五斗。匏勺が二、容量は一升。

* 鄭玄、既夕に注して曰く、「牟」とは湯漿を盛る、と。

* 鄭玄、既夕に注して曰く、「槃・匱」とは盥器なり、と。

〔集解〕惠棟曰く、『三礼図』に云う「酒壺は一斛を受く。口径は尺、足高は二寸、径尺。爵を反して壺に著く。漆もて中を赤くす」と。

* 『爾雅』に曰く「大鍾、之れを鏞と謂う」と。郭璞、注して曰く、『書』に「笙・鏞以て間す」と。亦「鏞」と名づく、と。

* 『礼記』に曰く「鍾磬有れども簣虞無し」と。鄭玄曰く、之れを懸げざるなり、と。

* 『礼記』に曰く「琴瑟張れども平らかならず、竽笙備われども和せず」と。

* 既夕、之れを役器と謂う。鄭玄曰く、「笙」は矢箠、と。

* 鄭玄、『礼記』に注して曰く、「芻靈」とは、茅を束ねて人馬を為り、之れを芻靈と謂う。神の類、と。

(A) 祭服衣送皆畢東園匠曰可哭在房中者皆哭太常大鴻臚請哭止如儀司徒曰百官事畢臣請罷從入房者皆再拜出就位太常導皇帝就贈位司徒跪曰請進贈侍中奉持鴻洞贈玉珪長尺四寸薦以紫巾広袤各三寸緹裏赤纁周縁贈幣玄三纁二各長尺二寸広充幅皇帝進跪臨羨道房戸西向手下贈投鴻洞中三東園匠奉封入藏房中太常跪曰皇帝敬再拜請哭大鴻臚伝哭如儀太常跪曰贈事畢皇帝促就位

(B) 祭服衣送、皆畢る。東園匠、哭す可し、と曰う。房中に在る者、皆哭す。太常・大鴻臚、哭を止むるを請うこと、儀の如くす。司徒、百官の事畢れり、臣は罷らんことを請う、と曰う。從いて房に入る者、皆再拜して出で、位に就く。太常、皇帝を導きて贈位に就かしむ。司徒、跪きて、贈を進めんことを請う、と曰う。侍中、鴻洞に奉持す。玉珪の長さ尺四寸なるを贈る。薦めるに紫巾を以てし、広・袤各三寸、緹裏、赤纁の周縁あり。幣を贈る。玄なる三、纁なる二、各長さ尺二寸、広さ幅に充つ。皇帝、進みて跪き、羨道房戸に臨む。西向して、手もて贈を下し、鴻洞中に投げること、三たびす。東園の匠は封を奉じ、入りて房中に藏む。太常、跪きて、皇帝は敬んで再拜せよ、哭することを請う、と曰う。大鴻臚、哭を伝えること、儀の如くす。太常、跪きて、贈事畢れり、皇帝は促やかに位に就け、と曰う。

(C) 先帝が祭祀の際に着用していた衣服を墓室内に運び込む作業は終了する。東園の匠は「泣くように」と言う。便房の中にいた者は、みな泣き声をあげる。太常と大鴻臚が泣き声をと

どめるようお願いすることは、儀の通りにする。司徒は「百官によって、明器その他を運び込む作業は終了いたしました。退出することをお願い申しあげます」と言う。便房内に入って作業に従事していた者は、全員再拜して便房から退出し、所定の位置につく。太常は皇帝を先導し、死者にたむけの品を渡す儀礼を行なう位置につかせる。侍中は（たむけの品を）持って墓室内に位置する。まず、玉珪の長さ一尺四寸のものを贈る。玉珪は紫色のぬのに包むが、そのぬのはタテ・ヨコともに三寸、あかぎぬで裏うちされており、赤色のふちどりがなされている。また、幣を贈る。これは黒色のものが三枚、うすあか色のものが二枚、それぞれ長さは一尺二寸、横幅は二尺二寸である。皇帝は先程ついた定位から前進してひざまずき、羨道と便房をへだてる戸びらの所に位置する。そして西側を向き、手ずから先述の品物をたむけるが、それは三回に分けて（玉珪、黒色の幣、うすあか色の幣の三度に分けたと考えるのが、最も常識的な解釈であろう）墓室内に投げ込まれる。東園の匠は封緘した文書（おそらくは副葬品のリストであろう）をたずさえ、これを便房の内部におさめる。太常はひざまずいて「皇帝陛下はつつしんで再拜され、また泣き声をあげられますよう」と言う。大鴻臚が他の人々に泣くように指示することは、儀の通りにする。太常はひざまずいて「先帝にたむけの品を贈る儀礼は終了いたしました。皇帝陛下はすみやかに元の位置にもどられますよう」と言う。

後漢王朝の死者儀礼

* 「集解」惠棟曰く、貨殖伝に云う「薪・稟は千車、船の長さは千丈、木は千章」と。（貨殖伝の集解に引く）『漢書音義』に曰く「洪洞とは方稟、章とは材なり。旧、将作大匠、材を掌り、章曹掾と曰う」と。

* 『統漢書』に曰く「明帝崩じ、司徒鮑昱、喪事を典る。葬むるの曰、三公、入りて梓宮を安んじ、還りて羨道の半ばに至るに、上の下らんと欲するに逢う。昱、前みて叩頭して言う、礼に、天子は鴻洞にて以て贈るは、郊廟を重んずる所以なり。陛下、奈何ぞ危険を冒し、義を以て哀しみを割たざるや、と。上、即ち還る」と。

- ① 「祭服衣送」に該当する儀礼は、本文では具体的に描かれていない。しかし後段の「合葬」について言及した箇所「諸郊廟祭服皆下便房」とあり、死者が生前に祭祀のおりに着用していた衣服は、これをとともに墓室内におさめたことが知られる。ここでは梓宮と明器の搬入を言うのみであるが、それらと同時に先帝の祭服も墓室内に運び込まれたのであろう。
- ② 「房」は前出の「便房」の略称であろう。なお便房の位置については、「訳注」(一)九六〇七頁の訳注②を参照のこと。
- ③ 前引『漢旧儀』に陵墓の内部構造を略載して「以次百官蔵畢」とある（「訳注」(一)九六頁）。西村俊範氏がすでに指摘されているように（『漢代大型墓の構造』）、ここに言う「百官事」とは『漢旧儀』の「百官蔵」にあたり、明器等を墓室内に搬入する作業を指したものであろう。
- ④ 集解に引く惠棟の説明を勘案しても、「鴻洞」の正体はよく

わからない。他方『倭刻本後漢書』はこの部分を「鴻洞を奉持す」と読んでおり、「鴻洞」を侍中の手中にある物品の類いと解するものの如くである。ただ「鴻洞」はそのまま読み下すと「鴻ホウいなる洞ドウ」となり、侍中の所持する物品と見るよりも、侍中の位置していた場所を称して「鴻洞」と呼んだと理解した方が良いように思われる。そして後文に「手下贈、投鴻洞中三」とあるのだから、侍中がかしこまり、かつ先帝へのたむけの品々を投げ入れた場所とは当の墓室に他なるまい。「天地鴻洞」(『淮南子』天文訓)が、天地のあいづらなうって広大な空間を形成していることを表現しているように、墓室を「鴻洞」と呼称したことの背後には、先帝のなきながら永遠の眠りにつく場所としての墓室を一つの小宇宙になぞらえる觀念が横たわっている。それは礼儀志所引の『漢旧儀』が墓室を「明中」と表記していること(「訳注」(一)九六頁)にも発想として通じるものがある。

⑤『漢書』食貨志・下の冒頭に「布帛広二尺二寸為幅」とあるように、「広充幅」とは「長尺二寸」に対して「横幅は二尺二寸」の意味である。

(A)容根車游載容衣司徒至便殿並輦騎皆從容車玉帳下司徒跪曰請就幄導登尚衣奉衣以次奉器衣物藏於便殿太祝進醴獻几下用漏十刻礼畢司空将校復土

(B)容根車は容衣を游載す。司徒、便殿に至り、並びに輦騎は皆、容車玉帳の下に従う。司徒、跪きて、幄に就かんことを

請う、と曰い、導きて登る。尚衣は衣を奉じ、次を以て器と衣物を奉じ、便殿に藏む。太祝は醴献を几下に進む。漏十刻を用い、礼畢る。司空、校を將いて復土す。

(C)陵墓内での儀礼が終了すると、金根容車は再び先帝の衣服をのせる。司徒は便殿におもむき、輦騎(金根容車につき従う騎馬兵のことであろうが仔細未詳)は全員、金根容車の玉でかざったとばりの下に従う。司徒はひざまずいて、(先帝に向かつて)「請い願わくは、幄坐につかれますことを」と言い、先帝の衣服を導いて便殿に登る。尚衣は先帝の衣服をたずさえ、更に先帝の日常生活品や他の衣類を順次便殿に運び込む。続いて太祝は便殿内に置かれた几たに醴(あまざけ)をたてまつる。水時計が十の目盛りをきざむ間に、以上の儀礼は終了する。そこで司空が配下の者をひきいて、土砂によって羨道を封鎖する。

*「集解」黄山曰く、「容根車」は即ち金根容車、「游載容衣」は載せて以て游行するを謂う。蓋し漢制の「日游冠衣」は即ち此の日に始まる、と。

①楊寛氏によると、便殿とは墓側に設けられた寢殿の附属的な建築物であり、その機能はおおむね墓室内にいとなまれた便房に等しく、先帝の靈魂が遊樂する場所であったという(『中国皇帝陵の起源と変遷』五三頁)。

(A)皇帝皇后以下皆去纁服大紅還宮反廬立主如礼桑木主尺二寸不書諡虞礼畢附於廟如礼

(B) 皇帝・皇后より以下、皆纈服を去り、大紅を服し、宮に還る。反りて虞^①し、主を立つること、礼の如くす。桑木の主は尺二寸、諡を書かず。虞礼畢れば廟に耐すること、礼の如くす。

(C) 皇帝・皇后を始めとし、葬儀に参列していた者は全員、先帝の棺を陵墓に埋納するまで着用していた粗末な衣服を脱ぎ、大紅に着かえてから洛陽城の宮殿に帰る。帰ってから虞祭を行ない木主（先帝の位牌）を立てることは礼の通りにする。木主は桑の木で作られ、高さは一尺二寸、諡は書かない。虞祭が終了すると木主を廟におさめることは礼の通りにする。

* 『漢旧儀』に曰く「高帝、崩じて三日にして、室中の牖下に小斂す。栗木の主を作るに、長さ八寸、前方後円、圜は一尺にして、牖中に置き、外を望ましむ。内は綿絮を張り以て外と鄣^{へだ}て、皓木^{しろき}の大きさ指の如くして、長さ三尺、四枚を以てす。纏^くるに皓皮の四方なるを以てし、牖中に置き、主は其の中央に居らしむ。七日にして棺を大斂し、黍飯・羊舌を以て之れを牖中に祭る。已に葬るや、主を収む。木函を為り、廟の太室中の西牆壁の坎中に蔵め、内を望ましむ。外するときも室堂の上を出さず。坐には五時の衣・冠・履・几・杖・竹籠を為る。傭人の無頭なるを為るに、坐起は生時の如くす。皇后の主は長さ七寸、圜は九寸にして、皇帝の主の右旁に在り。高皇帝の主は長さ九寸。上林は栗木を給し、長安祠廟は神主を作り、東園の秘器は梓棺を作る。素木^{しろき}にて長さ丈三尺、崇広四尺」と。

後漢王朝の死者儀礼

〔集解〕 惠棟曰く、鄭氏、祭法に注して云う、漢儀を案ずるに、高帝の廟の主は九寸にして、前方後円、圜は一尺。後の主は七寸、と。『春秋』の正義に衛次仲曰く、右主は八寸、左主は七寸、広厚は三寸、中央を穿ちて四方に達するなり、と、范寧曰く、天子の主は長さ尺二寸、諸侯の主は長さ一尺なり、と。『白虎通』に云う「之れを西壁に納む」と。

① 原文は「反虞立主如礼」と「虞」に作る。「虞」とは喪の期間中の住居としていとなまれた仮小屋であり、後漢王朝の死者儀礼にこのような仮設的建築物が準備されていたことは、十分に考えられる。ただこの箇所がすぐ後方に「虞礼畢」という文章が接続しており、「虞」の祭りの終了したことを告げているが、その開始については本文に全く記載がなされていない。先に「祭服衣送皆畢」について確認したように、儀礼の開始には言及せず、その終了のみを簡略に書きとどめる書法は礼儀志に例のないことではないが、それにしてもやや唐突の感はまぬがれない。そこで更に後段の「合葬」の手順を記述した部分を参照すると、「已下」（棺を埋納する）の句に続いて「反虞立主如礼」とある。一見して明らかかなように、この句は今問題にしている箇所と同一の形をとっており、ただ一字の異同を見るのみである。そこで「合葬」の条に残された句の方が正確であるとするならば、本段の「虞」字は「虞」字の誤まりであるという可能性が浮上する。この誤記説はすでに栗原朋信氏が「木主考」（『上代日本対外関係の研究』所収）の中で示唆されているが、その見解は至確で

あると考える。今氏の説に従い、字を訂正する。なお「虞」とは、死者のなきがらを埋葬したのち陵墓から帰宅して、死者の魂を安んずるために行なわれた儀礼である。

(未完)

前回に引き続き、本稿の作成に際しても西嶋定生先生には貴重な御助言と御指導をいただいた。末尾ではあるが、記して謝意を表させていただきたい。